

広報
No.33
令和6年5月

庄内赤川

～まもり・つづける・みらいへのこす～



◆COVER

以東岳上空から望む大鳥池(2023年9月ドローンにて撮影)



庄内赤川土地改良区 受益面積：11,258ha 組合員数：4,252人 (R6.4.1現在)
山形県鶴岡市馬場町7番35号 TEL：0235-22-2135 (代表) FAX：0235-22-2185

理事長あいさつ



ごあいさつ (令和6年 第20回通常総代会挨拶より)

庄内赤川土地改良区
理事長
本間松弥

第20回庄内赤川土地改良区通常総代会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

総代の皆様方におかれましては、春の農繁期を控え、何かとご多用にも関わらず、本会にご出席を賜りましたことに心より御礼を申し上げます。

さて、今年の冬は昨年とは一転し、大変穏やかな暖冬となりました。しかしながら、3月に入ってからの寒波や大雪などもあり、相変わらず予測の出来ない気象状況が続いております。今年の夏も昨年のような猛暑を予想する声も聞こえる中、夏場の十分な用水確保については心配な面もあるわけですが、昨年同様、早めの対策と関係機関との連携を密にしながらしっかりと対応できるよう努めて参る所存であります。

管内における各種事業につきましては、農地整備事業をはじめとする県営事業を中心に、しっかりと予算措置をいただきながら順調に進んでおります。その中でも、県営広野地区におきましては、令和5年度をもって無事、事業完工を迎える運びとなりました。管内の農地整備事業の先駆けでもある当地区は、平成24年に事業が始まったわけですが、事業の構想や地元の合意形成、調査計画作業などを

含めれば四半世紀を超える歳月を費やし、最終的には総事業費100億円を超える、まさに歴史的な一大事業となりました。事業の完工にあたり、これまで長きにわたり事業推進にご尽力された地元関係者の皆様に心より敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、庄内赤川土地改良区は、平成17年2月に新設合併により発足したわけではありますが、ちょうど本年が20年の節目の年にあたります。振り返れば早いものですが、その間様々な諸問題や諸課題を克服しながら、また、時代の流れや変化にも適切に対応しながら組織として一定の成長が図られたものと認識しております。これもひとえに、総代の皆様をはじめ、組合員皆様のご理解とご支援の賜物であり、衷心より深く感謝を申し上げます。また、本年12月には、設立20周年記念祝賀会を先の広野地区県営事業の完工記念行事との合同で開催する予定としております。土地改良区の歴史に一つの節目を刻み、今後更なる土地改良区の発展と地域農業農村の振興につながる記念行事となりますようお願い申し上げます。私の挨拶にかえさせていただきます。



馬渡地内の桜並木

広報発行によせて

農業の持続的発展を
見据えた農村整備の推進

山形県庄内総合支庁 産業経済部

農林技監(兼)農村計画課長

足達 雅 一 様



▲県営岡山地区農地整備事業施工状況

庄内赤川土地改良区の役職員及び組合員の皆様におかれましては、日頃から本県の農業農村整備事業の推進につきまして多大な御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。昨年度は、新型コロナウイルス感染症が5月に第5類に移行し、日々の生活が徐々に戻ってくることを期待したわけですが、わたしたち土地改良分野においては、8月の高温少雨に悩まされた年、農業用水の確保に神経を使った年であったと感じております。節水の徹底、仮設ポンプの稼働など、緊急的な対応、誠にありがとうございました。残念ながらコメの品質は、一等米比率の低下という形となりましたが、収量が取れたことから農家経済への影響はそれほど大きくなかったと総括しております。

昨年のような渇水危機に遭遇しますと、農業用水の安定確保が如何に大切か、土地改良区の仕事が如何に重要か、改めて思います。渇水に負けないよう、基幹水利施設を健全な状態に保つこと、末端ほ場では節水可能な水利システムを導入していくことなど、土地改良施設の整備は、その時代の直面する課題に合わせて更新していかなければならないと強く感じた次第です。

また、年が明けた1月1日の夕方、能登半島地震が発生しました。石川県では最大震度7、山形県においては鶴岡、酒田、三川をはじめ、13市町で震度4が観測されました。地震の揺れは大きくはなかったわけですが津波警報が発表されたため、日本海沿岸部の16,503世帯に避難指示が出るなど、緊張が走ったところでした。結果的に県内では交通への影響が出たものの、大きな被害の発生はなかったという状況です。

石川県では、毎日、被害の把握状況をHPで公開していますが、4月23日時点での死傷者は1,443人、住宅被害は78,076棟となっており、未だ行方不明者

の捜索も続いているという状況にあります。また農業関連被害も少しずつ明らかになってきており、農地農業用施設の被害箇所数は5,706件という状況です。輪島市の白米千枚田では無数の亀裂が発生したと新聞報道がなされておりますが、早期の復旧・復興を願うばかりです。

庄内管内においても、いつ大きな災害が発生するとも限りません。老朽化した農業水利施設は更新を行い、常に健全な状態に保ち災害の未然防止に努めることや、万が一災害が発生した場合の事務処理体制や復旧対策についても予め想定しておくといった備えが必要であると、改めて感じたところです。

さて、農業農村を巡る大きな情勢変化として、食料・農業・農村基本法の見直しがあります。4月に食料・農業・農村基本法改正法案が衆議院を通過しましたが、法案成立後は、ますますスマート技術等の導入に資するほ場の大区画化や自動給水栓の導入、開水路の管路化など生産基盤を再編する動きが活発化するものと思われます。さらに土地改良区関係では、末端水利施設等の保全管理の在り方について、令和6年度中に検討を行うとされており、今後の議論を注視する必要があります。いずれにしても、今後の人口減少を見据え、地域社会の維持のもと、水田農業の維持・発展に必要な生産基盤の整備を実施し未来へ繋いでいくことが土地改良関係者に求められているのではないかと思います。

令和6年度農業農村整備事業関係予算については、土地改良関係者の多大な御尽力により、T P P対策・国土強靱化等補正予算を含めて、地域の要望に応えるべく予算を確保したところでございます。これにより庄内赤川土地改良区管内の農業振興と農村活性化に繋げてまいりたいと存じますので、引き続き、事業の実施にあたりましては、皆様の御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

第20回通常総代会

令和6年3月13日、東京第一ホテル鶴岡を会場に第20回通常総代会を開催しました。全総代60名が出席（書面議決1名）のもと、議長に五十嵐匡 総代（第9選挙区・大広）、副議長に今野隆一 総代（第4選挙区・播磨）を選出し、今年度予算をはじめとする全28案件の慎重審議の結果、原案通り可決されました。

付議事項

承認第3号	専決処分の承認について
承認第4号	賦課金不納欠損処分について
承認第5号	会計細則一部改正の承認について
議第3号	定款の一部変更について
議第4号	規約の一部改正について
議第5号	水利運営協議会設置規程の一部改正について
議第6号	基本財産の処分について
議第7号	長期借入金（黄金地区）の増額について
議第8号	長期借入金（岡山地区）の増額について
議第9号	長期借入金（宝谷地区）の増額について
議第10号	令和5年度一般会計第4回補正予算
議第11号	令和5年度（特別会計）赤川地区共同管理費第2回補正予算
議第12号	令和5年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費第1回補正予算
議第13号	令和5年度（特別会計）天保大川地区小水力発電事業費第1回補正予算
議第14号	土地改良施設維持管理適正化事業資金の抛出について
議第15号	長期借入金（黄金地区）について
議第16号	長期借入金（岡山地区）について
議第17号	長期借入金（宝谷地区）について
議第18号	長期借入金（中楯地区）について
議第19号	長期借入金（井岡地区）について
議第20号	令和6年度区費賦課徴収方法について
議第21号	令和6年度地区除外決済金について
議第22号	令和6年度一般会計収入支出予算について
議第23号	令和6年度（特別会計）赤川地区共同管理費収入支出予算について
議第24号	令和6年度（特別会計）赤川地区小水力発電事業費収入支出予算について
議第25号	令和6年度（特別会計）天保大川地区小水力発電事業費収入支出予算について
議第26号	債務負担契約の議決について
議第27号	指定金融機関等について



▲ 本間理事長あいさつ

報告事項

監報告第2号 令和5年度第2回定例監査報告



▲ 総代会のようす



▲ 副議長：今野 隆一 総代（播磨） 議長：五十嵐 匡 総代（大広）

質疑応答(要約)

20番 諏訪部 清 総代

●水利権の更新について

■質問 水利権の更新について、今年が更新の年にあたる。これまで各総代から水量・取入時期の問題等の指摘があったと思うが説明してほしい。

■答弁 工務第一課長 赤川頭首工の水利権は令和6年3月末までの期限となっており、今回、国土交通省及び農林水産省とが協議を行い、結果として調査及び調整を必要とする内容があることから、現在の水利権を5年間の期間延長するということで協議書を提出している状況です。取水時期・水量については、取水を早めたり満水の時期を遅くしたりというような意見が挙げられていますが、赤川頭首工は下流受益地までの距離が約35kmという規模であり、農作業時期も大変ばらつきがある中で、一部の地域事情に合わせた計画の作成は大変難しいものと認識しております。昨年2月に水利運営協議会の会長会を開催し、因幡堰土地改良区との協議や県農業技術普及課など聞き取りを踏まえ、本区理事会で協議し、現状が適当であるという判断をさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

8番 渡部 啓 総代

●役員研修及び設立20周年式典について

■質問 以前の総代会で役員研修の内容を報告するということが議決されていたと思うが、研修結果はどういった形で報告して、また、研修によりどのような成果が得られたのか。

■答弁 理事長 役員研修は慣例により役員任期中の2年目と4年目に実施することとしており、今回の予算は昨今の物価高騰などを考慮し、前回より2割ほど増額して計上しております。しかしながらこの金額はあくまでも概算でありその枠内で少しでも支出を抑え、必要に応じて個人負担をお願いしながら内容のある研修を実施したいと考えており、最終的には新年度の総務部会等において研修内容を決定したいと思います。

過去の研修成果については、役員の方から全国各地で実施されている土地改良事業について視察及び研修をしていただき、地元地域における将来的な事業計画等の参考に大きく役立っているものと認識しております。

事務局長 実施報告については、現状総代の皆様には直接報告させていただいておりませんが、例えば広報等で組合員の皆様に報告する方法などもありますので、その点も含めてこれから総務部会や理事会で検討させていただきたいと思います。

●設立20周年式典について

■質問 周年行事はこれまで行ってないが、なぜ今回20周年で行うのか。また、広野地区の県営事業完工式と合同開催とのことだが、別に開催するなどコンパクトな予算にできないのか。

■答弁 理事長 20周年行事につきましては、これまで10周年や15周年などの節目があった訳ではありますが、このような記念行事は行っていませんでした。記念行事を行うことでこれまでの

土地改良区の歴史や事業の実績などを内外に発信し、今後の土地改良区の発展や地域の農業農村振興に少なからず繋がっていくものと考えております。広野地区の完工記念と同時開催することについては、双方で単独開催する場合と比較すると経費の面で大きなメリットがあります。また、ご来賓の方々など参集範囲が重なるということも考慮し、合同という形での開催を予定している旨を皆様からご理解いただきたいと思います。

13番 佐藤 健 総代

●管内施設の耐震性について

■質問 近年地震による建物被害が各地で多発しているが、管内施設の耐震状況について説明してほしい。

■答弁 工務第一課長 本区管内の土地改良施設の多くは昭和から平成初期までに圃場整備事業で建設され、当時の耐震基準は現在の基準の様に最大規模の災害を想定していないものが多数を占めます。そういった現状もあり、ため池等下流部に人家がある施設は防災重点ため池と指定され、県営事業等で改修していく予定です。また、国営赤川二期事業のような大規模事業ですと新しい耐震基準に則って工事を完了しております。管内全ての施設を新基準に対応した改修をするというのは難しい状況ではありますが、何らかの事業を行う際には対応を検討していく予定です。また、今後管内において能登半島地震規模の災害が発生した場合は、国・県・市町等の協力を仰ぎながら災害復旧事業により復旧工事を行うこととなります。また、本区事務所建物については、昭和63年に建築され新耐震基準に対応しています。

10番 長谷川 篤 総代

●職員の育児休業及び有給休暇の取得状況について

■質問 本区は若い世代の職員が多く、今子育て真最中の職員やこれから子育てを行う職員が多く在籍している。これらの職員が安心して職場で働いていけるような運営方針について、また、育児休業及び有給休暇の取得状況についてもあわせて説明してほしい。

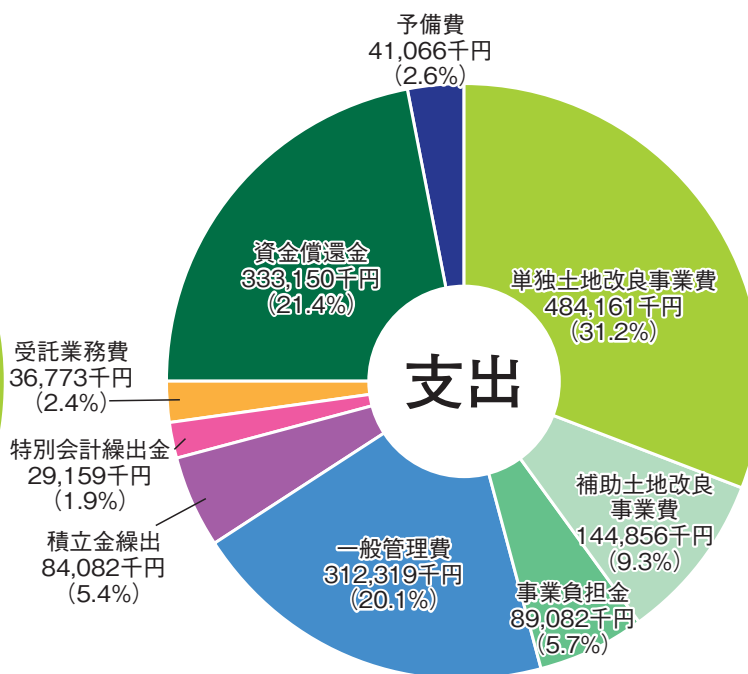
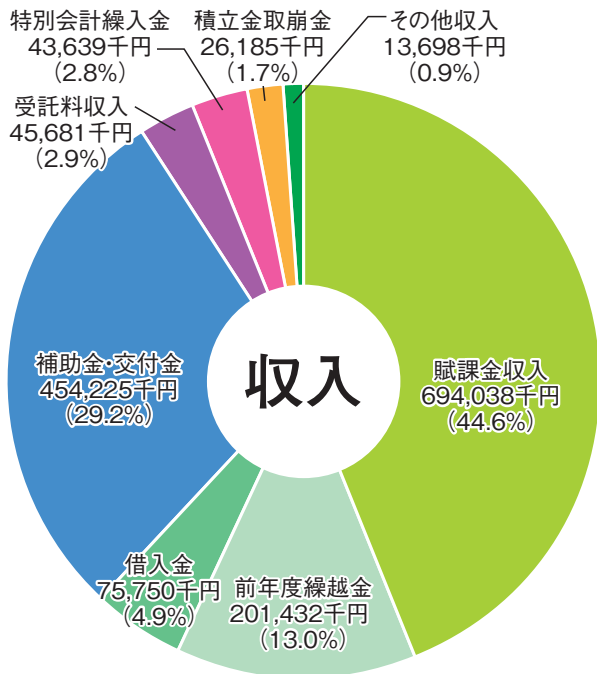
■答弁 総務主査 育児休業の取得状況については、令和4年10月に改正育児介護休業法が施行され、本区規則についても令和4年8月の理事会で改正案が決議されています。また、育児休業については子が3歳になるまで取得が可能となっております。改正法に従い、事業所として義務付けられている職員に対して休業の周知、研修、取得の意向確認などに取り組んでおります。令和4年度の改正後、令和5年度現在まで取得した職員は、女性職員が2名、男性職員が1名です。また、育児休業法の中で、未就学児を持つ職員は子の看護休暇が年間に5日から10日付与されますが、男女問わず取得率が非常に高くなっております。

有給休暇の取得状況については、労働基準法で年間5日間の取得が義務付けられており、令和5年度の取得日数は年間平均約12日となっております。

令和6年度予算

■一般会計

一般会計予算総額 1,554,648千円



各事業費別の内訳

(単位：千円)

事業区分	予算額	事業区分	予算額
運営事務費	164,694	広野地区事業費	23,516
青龍寺川地区共通事業費	117,804	大泉地区維持管理事業費	7,514
中川地区共通事業費	200,203	東郷堰地区維持管理事業費	49,976
天保大川地区共通事業費	129,406	県営岡山地区圃場整備事業費	30,870
八沢川地区共通事業費	101,088	県営宝谷地区圃場整備事業費	7,533
団体営土地改良事業費	272	県営中楯地区圃場整備事業費	14,813
県営赤川圃場整備事業費	106,221	県営井岡地区圃場整備事業費	13,352
鶴岡西部県営圃場整備事業費	173,121	県営広野地区圃場整備事業費	335,014
押切地区事業費	51,824	県営黄金地区圃場整備事業費	27,427
		合計	1,554,648

■特別会計

(単位：千円)

会計区分	予算額
赤川地区共同管理費	115,266
赤川地区小水力発電事業費	49,014
天保大川地区小水力発電事業費	2,337
特別会計 3会計 合計	166,617



▲ 東3号幹線用水路通水状況

令和6年度の主な事業と予算

(単位：千円)

青龍寺川共通地区

■維持管理費（用水費、揚水機場費）	
・臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	3,014
・修繕費（工事費）	4,500
・水道光熱費（電力料）	5,730
・支払負担金等（諸協議会、諸会合負担金）	5,570
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料）	15,043
■受託業務費（沖堰・尾花排水機場）	
・臨時雇賃金	1,530
・水道光熱費	2,229
■事業負担金（県営基幹水利事業分担金）	
	2,289



▲青龍寺川 本田分水工

大泉維持地区

■維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費）	
・修繕費（工事費、修繕費、整備工事費）	3,500
・業務委託料（刈払費等）	1,577

東郷堰維持地区

■維持管理費（揚水機場費、用排水路費）	
・臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	5,455
・修繕費（修繕費、工事費、整備工事費）	11,000
・水道光熱費	15,499
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料）	2,222

県営岡山地区

■受託業務費（換地業務委託費）	3,050
■事業分担金（県営農地整備事業費）	26,275

県営井岡地区

■受託業務費（換地業務委託費）	5,100
■事業分担金（県営農地整備事業費）	6,500

県営黄金地区

■事業分担金（県営農地整備事業費）	24,900
--------------------------	--------

中川共通地区

■維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費）	
・臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	7,994
・修繕費（工事費、修繕費等）	18,300
・水道光熱費（電力料）	8,760
・支払負担金等（水利運営協議会管理運営費等）	8,995
・業務委託料（刈払費等）	17,360
■適正化事業費	
■農業水路等長寿命化・防災減災事業	27,993
■受託業務費（二丁堀排水機場、二丁排水機場）	33,000
・臨時雇賃金	1,074
・水道光熱費	2,300
・業務委託費	1,190
■事業費負担金（県営基幹水利事業等）	6,425

県営赤川・青龍寺川上流地区

■維持管理費（揚水機場費、用水費、排水費）	
・修繕費（工事費、整備工事費、浚渫費）	18,700
・水道光熱費（電力料）	2,940
・支払負担金等（水利運営協議会交付金等）	1,503
・業務委託料（刈払費等）	7,790
■適正化事業費	
■農業水路等長寿命化・防災減災事業	937
■受託業務費（農道管理業務受託工事費）	4,000
	3,187

鶴岡西部地区

■維持管理費（整備工事費、揚水機場費）	
・臨時雇賃金	20,363
・修繕費（工事費、修繕費）	21,850
・水道光熱費（電力料）	55,706
・支払保険料（火災・傷害・傷害保険料等）	1,347
・支払負担金等（水利運営協議会交付金）	2,555
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料）	15,323
■適正化事業費	
・修繕費（京田第1揚水機場）	5,600
■農業水路等長寿命化・防災減災事業	
	13,120
■受託業務費（農道管理業務受託工事費）	
	5,169

県営赤川・中川地区

■維持管理費（揚水機場費、用水費、排水費）	
・臨時雇賃金（賃金、浚渫費）	3,492
・修繕費（工事費、修繕費、整備工事費）	21,347
・水道光熱費（電力料、水道料）	4,210
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料）	6,395
■農業水路等長寿命化・防災減災事業	
■受託業務費（農道管理業務受託工事費）	2,000
■事業負担金	2,104
・県営水利施設等整備事業（渡前揚水機場）	2,360

(単位：千円)

押切地区**維持管理費（用排水路費、揚水機場費）**

・臨時雇賃金（賃金、浚渫費）	4,894
・修繕費（工事費、修繕費）	9,920
・水道光熱費	16,084
・支払負担金等（水利運営協議会管理運営費等）	1,144
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料）	1,961
適正化事業費	3,791

広野地区**維持管理費（揚水機場費、用排水路費、整備工事費）**

・修繕費（修繕費、工事費、浚渫費等）	6,300
・支払負担金等（水利運営協議会管理運営費）	2,000
・業務委託料（刈払費）	4,260

県営広野地区**長期借入金繰上償還金（県営農地整備事業）** 332,514

▲ 県営広野地区事業 低圧パイプライン敷設状況

天保大川共通地区**維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費、整備工事費）**

・臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	4,749
・修繕費（整備工事費、工事費）	32,800
・水道光熱費（電力料、燃料費）	2,982
・支払負担金等（水利運営協議会、諸会合負担金）	1,573
・業務委託料（刈払費、刈払機械費等）	6,900
適正化事業費	9,500
農業用水路等長寿命化・防災減災事業	32,078
受託業務費（農道管理業務受託工事費）	2,921

県営宝谷地区

受託業務費（換地業務委託費）	1,500
事業負担金（県営農地整備事業費）	4,825

八沢川共通地区**維持管理費（用水費、排水費、揚水機場費、ため池費）**

・臨時雇賃金（賃金、浚渫費等）	6,851
・修繕費（整備工事費、工事費、修繕費）	18,350
・水道光熱費	24,000
・支払負担金等（水利運営協議会、諸会合負担金）	2,082
・業務委託料（刈払費、電気設備保安管理委託料）	4,485
農業用水路等長寿命化・防災減災事業	8,530
受託業務費（農道管理業務受託工事費）	2,279

県営中楯地区**事業負担金（県営農地整備事業費）** 13,525**【特別会計】赤川地区共同管理****維持管理費**

（赤川頭首工、西1号・東1号幹線用水路、大鳥ダム、赤川用水管理センター、区所有水源涵養林 等）

・給料及び臨時雇賃金	22,869
・通信運搬費	1,505
・修繕費	7,000
・水道光熱費	4,432
・業務委託料	11,406
・事業推進費	1,700
運営事務費	
・福利厚生費	3,515

【特別会計】赤川地区小水力発電事業**発電事業**

・人件費（給料、管理委託費等）	1,769
・修繕費（塵芥処分費、修繕費）	1,250
・発電所維持管理費（保守点検、回線使用料等）	2,750

【特別会計】天保大川地区小水力発電事業**発電事業**

・人件費、発電所維持管理費等	1,136
----------------	-------



▲ 大鳥ダム(池) 令和5年度放流状況

令和6年度 賦課金及び賦課徴収方法

- 賦課期日：令和6年4月1日現在の土地原簿記載地積により賦課
- 徴収期限：【第1期】令和6年5月31日(金)【第2期】令和6年10月31日(木)
(口座振替日) ※事前に口座残高の確認をお願いします。なお、令和2年度より口座振替賦課金領収書は発行していません。
- 納付場所：JA(鶴岡、庄内たがわ、庄内みどり、そでうら)の各本支所・支店、荘内銀行本支店・出張所
きらやか銀行の各支店、鶴岡信用金庫本支店、本土地改良区事務所
- 令和6年度賦課金一覧

事業番号	事業区分		1000㎡当り 賦課金額(円)	前年度比 (円)	賦課額の割合		
					第1期	第2期	
全地区							
0101	経常賦課金	運営事務費	600	-	50%	50%	
青龍寺川地区							
0201	青龍寺川地区共通事業費	維持管理費	1,600	200	50%	50%	
0202		赤川管理費	420	-			
1201	県営赤川圃場整備事業費	維持管理費	青龍寺川地区	2,080	-	30%	70%
1301		鶴岡西部県営圃場整備事業費	維持管理費	湯田川地区 揚水機掛り	4,900	-	30%
1302	湯田川地区 溪流掛り			1,400	-		
1322	大泉地区			4,900	-		
1323	京田地区			5,600	-		
1324	栄地区			5,400	△ 200		
1601	大泉地区維持管理事業費			維持管理費	共同地区	400	
1602		岡山地区	130		-	0%	100%
1603		安丹地区	100		-		
1701	東郷堰地区維持管理事業費	維持管理費	東郷堰地区	4,550	-	50%	50%
1702			門前地区	9,400	-		
1703			尾花開田地区	7,900	-		
1704			成田開田地区	800	-		
中川地区							
0301	中川地区共通事業費	維持管理費	2,780	-	50%	50%	
0302		赤川管理費	420	-			
1211	県営赤川圃場整備事業費	維持管理費	第5-1事業区	1,550	-	30%	70%
1212			第5-2事業区	4,200	-		
1401	押切地区事業費	維持管理費	共通地区	1,200	-	40%	60%
1402			第6事業区	3,600	-		
1403		事業費	第6事業区	200	-		
1404		維持管理費	落合地区	9,760	-		
1501	広野地区事業費	維持管理費	共通地区	2,400	-	50%	50%
1503			昭和地区	5,750	-	60%	40%
天保大川地区							
0401	天保大川地区共通事業費	維持管理費	5,750	-	50%	50%	
0402		赤川管理費	150	-			
八沢川地区							
0501	八沢川地区共通事業費	維持管理費	共通地区	1,600	-	50%	50%
0511			田川地区	2,200	-		
0512			上郷地区	3,000	-		
0513			大山地区	3,000	-		
0514			馬町地区	3,500	-		
事業実施地区							
2002	事業実施地区	事業費	県営黄金地区A	250	-	0%	100%
2003			県営黄金地区B	250	-		
2004			県営岡山地区	2,000	-		
2005			県営宝谷地区	2,000	-	50%	50%
2006			県営中楯地区	2,000	-		
2007			県営井岡地区	1,000	-		
2008			県営広野地区A	1,000	-		
2009			県営広野地区B	1,000	-		

賦課金の期限内納付をお願いします

土地改良区は組合員の皆様からの賦課金により運営されております。適正な業務運営及び土地改良事業等を実施する上で必要な経費ですので、**必ず期限内の納付**をお願いいたします。賦課金の納付は口座振替のほか、コンビニエンスストア等でも可能です。

口座振替

JA鶴岡	庄内銀行
JA庄内たがわ	山形銀行
JA庄内みどり	鶴岡信用金庫
JAそでうら	

納付書払い

JA鶴岡	庄内銀行
JA庄内たがわ	きらやか銀行
JA庄内みどり	鶴岡信用金庫
JAそでうら	

コンビニ払い

セブンイレブン	ツルハドラッグ
ファミリーマート	セイムス
ローソン	ウエルシア
デイリーヤマザキ	イオン 他

※専用の払込取扱伝票を発行いたしますので、総務課賦課徴収係までご連絡ください。(上限30万円まで)

組合員資格変更の届出について

滞納賦課金のある農地が賃貸借・売買等により組合員が代わる場合、土地改良法第42条第1項の規定により新たな組合員が滞納賦課金を継承し納付しなければなりません。賃貸借・売買等の契約の前に滞納賦課金の有無をご確認ください。

また、滞納賦課金のある農地は中間管理機構を通して貸付希望を申請しても、内部審査により取下げとなる場合がありますのでご注意ください。

⚠ 滞納賦課金は新組合員に継承されます

賦課金は毎年4月1日現在の土地原簿を基準に賦課されます。期限までに届出がない場合、前組合員(前耕作者や所有者)に賦課されますので、新しい耕作者と当事者同士で精算をお願いします。

⚠ 滞納処分(財産調査・差押)の実施

賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が処分執行することになります。滞納者には電話連絡・個別訪問を行いながら納入の督促をしておりますが、それでも難しい場合は、財産の調査・差押に踏み切っております。

納入のご相談は土地改良区事務所にて随時対応しておりますので、ご相談ください。

とくそう 組合員資格得喪通知書の提出にご協力をお願いします

- 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき
- 組合員が亡くなられたとき
- 経営移譲をされたとき
- 住所・電話番号・口座に変更があったとき



農地の権利関係に異動【耕作者・所有者の変更等】があった場合には、農業委員会や農協への手続きだけでなく、土地改良区への届出も必要となります。農協受委託や農地中間管理事業についても本人申請による届出が原則です。受委託が確定しましたら早めに本区まで届出をお願いします。

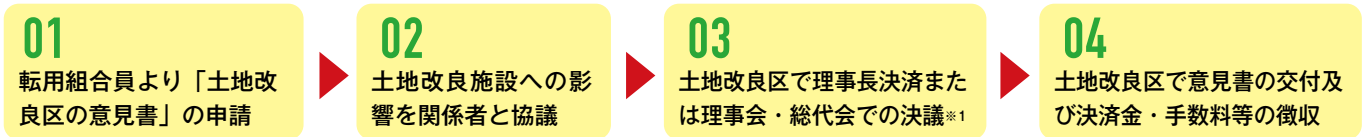
※賃貸借契約の期間満了による解約についても届出が必要です。

農地転用と地区除外決済金について

■農地転用について

農地転用（農地を農地以外の用途に転換すること）をする場合は農地法による許可が必要となりますので、あらかじめ関係市町の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行ってください。（農業委員会から「**土地改良区の見解書**」の提出を求められることがあります。）

「土地改良区の見解書」の申請から交付までの流れ



※1 転用面積により1週間～最大で6ヶ月かかる場合がありますので、時間に余裕を持った申請をお願いします。

■農地転用の申請に必要なもの【土地改良区での手続き】

- 農地転用等の通知書
- 地区除外申請書の提出
- 決済金の納付

【添付書類】

- 農業委員会に提出する計画図面及び書類一式（副本）
- 役員、総代、生産組合、水利運営協議会の同意書

決済金とは…農地転用により土地改良区の受益農地が減少しても、土地改良施設（用排水路等）の維持管理費は減少しません。他の組合員の負担にならないよう土地改良法第42条第2項及び地区除外処理規程により納めて頂くものが決済金です。農地が公共事業用地（河川、道路、学校等公共施設）として買収される場合も同様です。

必要な決済（決済金による精算）の対象範囲に…

土地改良事業計画又は施行する国・県営事業等の負担金（分担金）・借入償還残元金、未納賦課金等



土地改良施設の維持管理費

■国営赤川二期農業水利事業受益地の農振除外について

令和3年度の国営赤川二期農業水利事業完了により、事業完了後8年（R4～R11年度）未経過の事業受益地については、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」により、**各市町の農業振興地域計画で定められている「農用地区域」からの除外（農振除外）は、原則として認められません。**詳しくは総務課賦課徴収係までお問い合わせください。

○令和6年度決済金一覧

事業番号	事業区分	1,000㎡当り 決済金額(円)	事業番号	事業区分	1,000㎡当り 決済金額(円)		
運営事務費			中川地区				
0101	全地区	18,000	0301	共通事業費	維持管理	83,400	
			0302		赤川管理	12,600	
青龍寺川地区			1211	県営赤川 圃場整備事業費	第5-1事業区	46,500	
0201	共通事業費	維持管理	1212		第5-2事業区	126,000	
0202		赤川管理	1401	共通地区	36,000		
1201	県営赤川 圃場整備事業費	青龍寺川地区	62,400	1402	押切地区事業費	第6事業区	108,000
				1404	落合地区	292,800	
1301	鶴岡西部県営 圃場整備事業費	湯田川地区 揚水機掛り	147,000	1501	広野地区事業費	共通地区	72,000
1302		湯田川地区 溪流掛り	42,000	1503		昭和地区	172,500
1322		大泉地区	147,000	八沢川地区			
1323		京田地区	168,000	0501	共通事業費	共通地区	48,000
1324	栄地区	162,000	0511	田川地区		66,000	
1601	大泉地区 維持管事業費	共同地区	12,000	0512		上郷地区	90,000
1602		岡山地区	3,900	0513		大山地区	90,000
1603		安丹地区	3,000	0514	馬町地区	105,000	
1701	東郷堰地区 維持管事業費	東郷堰地区	136,500	事業実施地区			
1702		門前地区	282,000	2002	事業費	県営黄金地区	25,778
1703		尾花開田地区	237,000	2004		県営岡山地区	69,541
1704		成田開田地区	24,000	2005		県営宝谷地区	138,012
			2006	県営中樞地区		14,721	
天保大川地区			2007		県営井岡地区	3,724	
0401	共通事業費	維持管理	172,500	2008	県営広野地区	64,343	
0402		赤川管理	4,500				

お知らせ

女性理事の登用について

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）及び土地改良長期計画（令和3年3月閣議決定）にて、土地改良区においても**2025年度までに理事に占める女性の割合を10%以上**にするという目標が定められました。

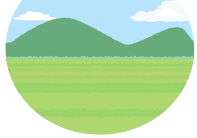
本区でも令和7年4月の役員改選期での登用に向け、員外理事制度等の導入も検討しながら目標達成に向けて準備を進めています。

「土地改良のこれから」を考え、女性組合員も活躍しやすくなる環境の整備に、組合員皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

員外理事制度とは…

- 広く外部の意見を聞くため、組合員以外の者も理事に選ぶことができる制度です。
- 今回のケースでは、組合員（男性）ではなく、組合員の妻や親族、地域で活躍する女性など、身近な方からの選出が可能です。

募集しています！



“未来へつなごう！”

ふるさとの水土里子ども絵画展



ふるさとの農業や農村は作物生産のほか、水生生物を育み、豊かな風景は心の安らぎをもたらすなど、生活に欠かすことのできないものです。

これらを未来へつなげるため、絵を通して子どもたちに関心を持ってもらうべく、ふるさとの水土里（みどり）子ども絵画展は、全国水土里ネット等が主催しています。

昨年度から本区も地域団体として、水路や田んぼ、それに関わる人々を題材とした絵を募集し、東郷小学校6年生のほか多数応募いただき、これを全国水土里ネットが選定した結果、佐藤百華さんが庄内赤川土地改良区理事長賞、上野樹さんと筒井千歳さんが佳作に選ばれ、本区理事長より賞状を授与しました。

本年度も同様に子どもたちの絵を募集しますので、下記要項や本区HPを参考に、興味のある方はぜひ総務課までお問い合わせください。

- 応募資格：小学生以下
- 応募期間：令和6年8月～9月初旬まで
- 提出先：庄内赤川土地改良区事務所
- 用紙サイズ：★四つ切り画用紙サイズ38cm×54cmのみです。
- 絵のテーマ：田んぼや畑、農業用水路、ため池、水路を守る人たち、農業に関する風習、郷土料理、農作業風景など農業や農村に係るもの。

※詳しい応募に関する情報は令和6年7月頃、本区HPや全土連HPにて公開予定です。ぜひご応募ください。



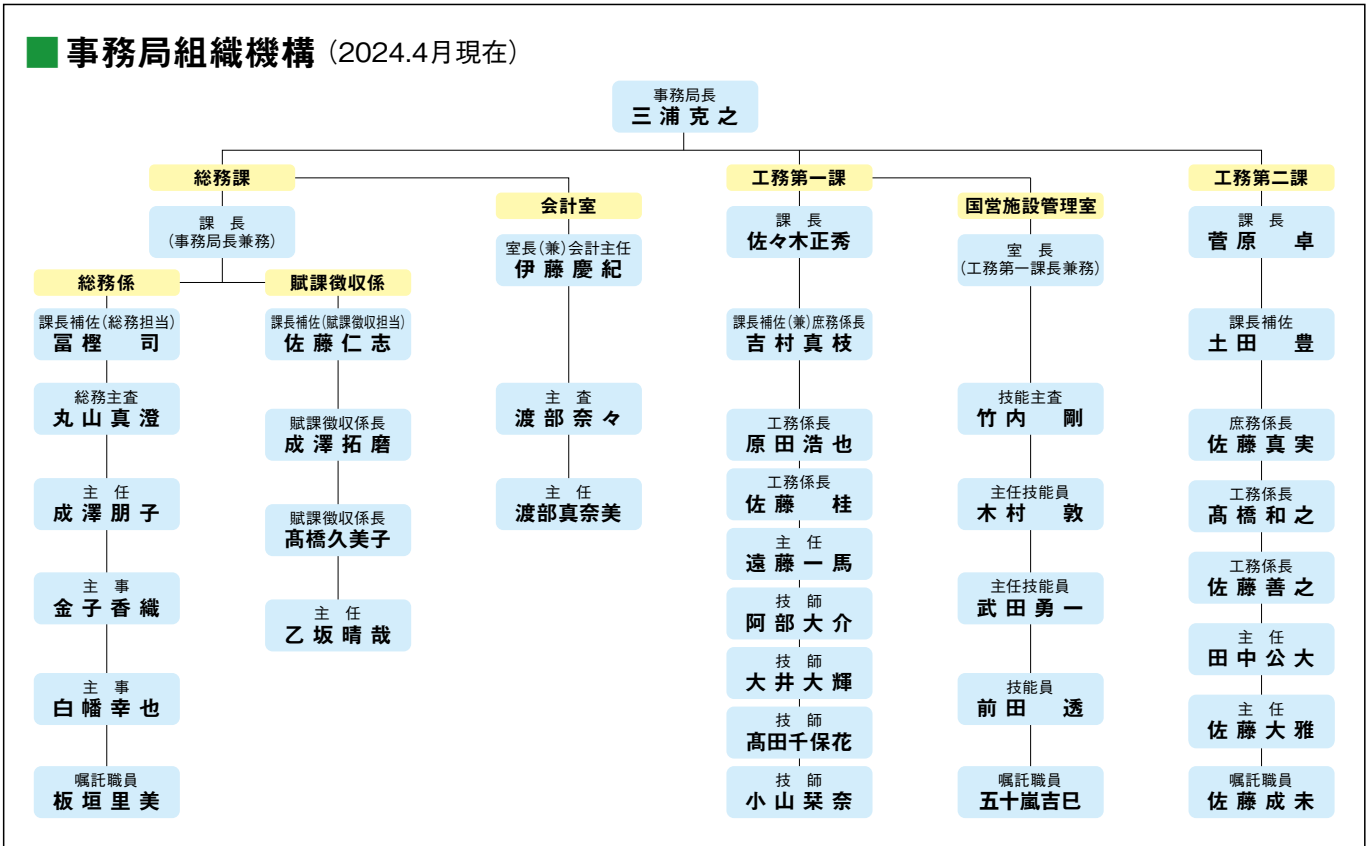
受賞3名へ賞状を授与（R6.2）

庄内赤川土地改良区 理事長賞 受賞作品
佐藤 百華さん「自然の色」

（3名の作品は本区事務所内に掲示しています）

事務局体制

事務局組織機構 (2024.4月現在)



総務課 総務係 ☎(0235) 22-2135	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算編成に関すること ● 事務所管理に関すること ● 人事に関すること ● 定款、規約等の改廃に関すること ほか
総務課 賦課徴収係 ☎(0235) 22-5079	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課徴収に関すること ● 滞納整理に関すること ● 農地の異動に関すること ● 農地転用に関すること ほか
会計室 ☎(0235) 22-5079	<ul style="list-style-type: none"> ● 会計・出納業務に関すること ● 決算及び財務状況に関すること ● 消費税等に関すること ほか

工務第一課 ☎(0235) 22-2477	青龍寺川地区 八沢川地区
国営施設管理室 ☎(0235) 53-2414	赤川地区共同管理 (赤川頭首工)
工務第二課 ☎(0235) 22-2488	中川地区 天保大川地区
<ul style="list-style-type: none"> ● かんがい用水取水及び調整 ● 洪水被害対策及び復旧対策 ● 各種土地改良事業に関すること ● 土地改良財産の他目的使用に関すること ● 水利運営協議会に関すること ● 国県営事業関連の調整に関すること ● 小水力発電事業に関すること ほか	

FAX : 0235-22-2185 (総務課・会計室共通)
 E-mail : info@shonaiakagawa.jp

FAX : 0235-22-2434 (工務課共通)
 E-mail : koumu@shonaiakagawa.jp

ホームページをご利用ください
 各種申請書様式やお知らせ等を公開しております。

新人職員紹介

工務第一課 所属
 こやま かん な
小山 菜奈
 精一杯努力していきますので皆様
 どうぞよろしくお願いいたします。

長きに渡り、揚水機場運転業務にご尽力いただき
 誠にありがとうございました

永年勤続表彰
【施設管理人】 左: 冨樫 善一氏 (中島揚水機場・勤続28年)
 右: 長谷川長吉氏 (栢屋揚水機場 外6施設・勤続29年)

工務課からのお知らせ

**赤川頭首工において、河川法により
水田への掛水が認められているのは4月26日から9月15日までです。
水の利用方法を誤れば水利権の取り消しにつながる恐れがあります。
必ずルールに則った水管理を行い、違法な水利用は絶対にしないでください！**

赤川頭首工からの水利権許可取水量

水路維持用水(非農業用水) (m ³ /s)			農業用水 (m ³ /s)		年間総取水量 (千m ³)
			代掻期	普通期	
4/11~4/15	4/16~4/20	4/21~4/25	4/26~5/10	5/11~9/15	309,210
11.881	16.752	23.322	41.446	30.856	



4/11~4/25の水路維持用水は非農業用水です

本区管内の用水路底版部や側壁部には、冷たくきれいな水を好む赤川地区特有の藻類が繁茂し、通水障害の要因となっています。またこれらがスクリーン地点に堆積すると、土砂やゴミ等も絡まり、通水障害が生じ、溢水の被害も懸念されるほか、ほ場に流入した場合は代掻き等の営農作業に支障を来す恐れがあります。

このため、毎年かんがい用水の取水前に藻類等の通水障害物を排除の上、水路機能を維持する作業が必要であり、通水により水路内の藻類等を安全かつ効果的に除去することが必要です。水路内の清掃のため取水許可を受けたものが水路維持用水です。

○かんがい期間中に水止めを実施する場合について

- (1) 地震（震度4以上）が発生し施設の点検が必要なとき
 - (2) 大雨、洪水等の各警報が発令されたとき
 - (3) 各ダム の放流等により河川が増水したとき
 - (4) 流木等が赤川頭首工取水口スクリーンに絡み取水が困難となったとき
 - (5) 局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）が発生したとき
 - (6) 事故等の緊急事態が発生したとき
- ※降雨時の取水停止の備えとして、ハウスにタンクを設置する等の策を講じてください

○土地改良施設の使用について

- 本区で管理する土地改良施設を使用する場合は**土地改良施設他目的使用の申請が必要**です
- (1) 土地改良施設（排水路等）に対し、雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき
 - (2) 土地改良施設（用排水路・揚水機場・農道等）を出入口等に使用するとき

○境界確認について

土地改良施設等との境界を確認したい場合は**境界確認申請書の提出が必要**です



▲ 事務所外観

事務所の所在地 〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町7番35号

